	のうち市町村長	市町村長	第四条第一号ハ、第二号、第三号イ及びロ、第四号並びに第五号ロ	第五条
	のうち市長	市長		

		市町村の長（以下「住所地市町村長			同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長
		市の市長（以下「住所地市長			令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第二項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長

	第一条第二項第一号		第一条第二項第一号ハ		第一条第二項第二号、第三号イ及びロ並びに第四号ロ	第五条第一項	第五条第二項
	その他当該市町村長		個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）		当該市町村長	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第十三条第三項の規定により交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付する市町村長
	のうち当該市町村長		当該市町村長				
受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が記録されている住民基本台帳を作成した区長（総合区長を含む。以下「住所地区長」という。）	その他交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長（以下「住所地市長」という。）		交付申請者		住所地市長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第三項後段の規定に基づき書類の提示を受ける住所地区長
	のうち住所地市長						

					第五条の二
					当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）
					同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長
				住所地市長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第二項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長